

〔沿革〕 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、令和元年6月26日農建第68号改正、令和2年10月16日農建第402号改正、令和3年6月24日農建第184号改正、令和3年12月24日農建第505号改正、令和4年6月24日農建第194号改正、令和5年10月24日農建第345号改正、令和7年4月23日農建第84号改正、令和7年12月12日農建第471号改正、令和8年3月26日農建第690号改正

土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。

なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

### 土地改良事業補助金交付要綱

（目的）

第1 農業生産基盤の整備を図るため、別表第1の経費に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が土地改良事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第2 第1に規定する事業の区分、種目及び経費並びにこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1） 工事費から事務費への経費の額の流用
- （2） 工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
- （3） 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(4) 工種の新設、変更又は廃止

(5) 補助金額の増減を伴う変更

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から15日以内とする。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日における補助事業遂行の状況を当該四半期の翌月10日までに、土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)により広域振興局長（補助事業者が岩手県土地改良事業団体連合会の場合にあっては、岩手県知事。以下「局長等」という。）に報告しなければならない。

(立入検査等)

第5の2 局長等は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第6 補助金の前金払を請求しようとするときは、土地改良事業補助金前金払請求書（様式第8号）を局長等に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7 規則第19条第1項第2号に規定する機械及び重要な器具で知事が指定するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条第1項第3号に規定するその他知事が特に必要があると認めて指定するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設（補助金により設置した工作物、植栽した立木等）とする。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

前文(抄) (昭和39年3月31日告示第261号)

昭和38年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (昭和39年8月14日告示第813号)

昭和39年度分の補助金から適用する。

附 則 （昭和40年3月31日告示第359号）

この告示は、昭和40年 4月 1日から施行する。

前 文（抄） （昭和40年10月15日告示第1091号）

昭和40年分の補助金から適用する。

附 則 （昭和41年 4月 1日告示第305号）

この告示は、昭和41年 4月 1日から施行する。（後略）

前 文（抄） （昭和42年 4月18日告示第445号）

昭和42年 4月 1日から適用する。

前 文（抄） （昭和44年 8月26日告示第1104号）

昭和44年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和44年11月28日告示第1559号）

昭和44年度分の補助金から適用する。ただし、昭和43年度以前に採択された事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄） （昭和45年 8月14日告示第1203号）

昭和45年度分の補助金から適用する。ただし、昭和44年度以前に着手した事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄） （昭和45年10月 2日告示第1479号）

昭和45年度分の補助金から適用する。ただし、昭和44年度の新規着工に係るかんがい排水事業、畑地かんがい事業又はほ場整備事業に係る補助金については、なお従前の例による。

前 文（抄） （昭和46年 9月13日告示第1261号）

昭和46年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和47年12月26日告示第1781号）

昭和47年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和48年 5月29日告示第721号）

昭和48年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和51年 3月16日告示第368号）

昭和50年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和54年12月28日告示第1840号）

昭和54年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （昭和60年11月 1日告示第1074号）

昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則 （昭和61年 3月31日告示第321号）

この告示は、昭和61年 4月 1から施行する。

前 文（抄） （昭和62年10月30日告示第894号）

昭和62年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （平成元年 3月31日告示第334号の2）

昭和63年度分の補助金から適用する。

前 文（抄） （平成 2年11月30日告示第1036号）

平成2年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成4年3月13日告示第251号)

平成3年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成5年1月8日告示第7号)

平成4年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成6年3月31日告示第328号)

平成5年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成7年8月8日告示第705号)

平成7年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成8年12月17日告示第1150号)

平成8年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成9年10月14日告示第994号)

平成9年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成9年12月26日告示第1270号)

平成9年度分の補助金から適用する。

前文(抄) (平成10年9月18日告示第829号)

平成10年度分の補助金から適用する。

附則

平成13年10月23日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附則

平成16年10月8日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附則

平成18年4月14日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附則

平成20年4月15日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

平成20年6月20日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

平成21年3月9日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

平成21年4月7日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附則

平成22年4月20日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

平成28年7月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

令和元年6月26日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

令和2年10月16日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

令和3年6月24日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

令和3年12月24日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

令和4年6月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

令和5年10月24日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

令和7年4月23日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 令和7年12月12日から施行し、令和7年8月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本交付要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

令和8年3月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第2関係）

事業区分	事業種 目	経 費	補 助 額
基幹水利施設技術管理強化特別指導事業		1 岩手県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）に掲げる事業を行う場合に要する経費 2 岩手県土地改良事業団体連合会が同要綱第6の2の（2）に掲げる事業を行う場合に要する経費 3 岩手県土地改良事業団体連合会が同要綱第6の2の（5）に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の50パーセントに相当する額以内の額  当該経費の80パーセントに相当する額以内の額 定額
国営造成施設管理体制整備促進事業		国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体が、同要綱第2に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の80パーセントに相当する額以内の額
基幹水利施設更新支援対策事業		水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別紙3第3に規定する事業実施主体のうち市町村、土地改良区又は政令が適当と認める者が、同要領別紙3第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の50パーセントに相当する額以内の額 同要領別紙3第2の2（4）のうち地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備にあつては、当該経費の60パーセントに相当する額以内の額

基幹水利施設管理事業		基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第5に規定する事業実施主体のうち市町村が、同要綱第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の60パーセントに相当する額以内の額ただし、当該年度までに治水協定を締結済み又は締結される見込みのダムについては当該経費の30分の19に相当する額以内の額
基幹水利施設管理事業 （基幹水利施設保全型）		水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第3の1に規定する事業実施主体のうち市町村が、同要領別紙1第2の6の（2）に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の70パーセントに相当する額以内の額
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	P C B 廃 棄 物 効 率 処 理 対 策 事 業	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体が、同要綱第2の1に掲げる収集運搬を行う場合に要する経費	当該経費の50パーセントに相当する額以内の額
農村整備事業	農 道 ・ 集 落 道 整 備 事 業	農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第4に規定する事業実施主体のうち市町村、土地改良区その他農業者等が組織する団体等であって、農村振興局長が別に定める者が、同要綱第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の50パーセント（ただし、集落道の整備であって、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定

			<p>された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第</p>
--	--	--	--

			<p>1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。)を含む。)をいう。以下同じ。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。)、急傾斜畑地帯(受益地域</p>
--	--	--	---

			<p>内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域をく。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては55パーセント）に相当する額以内の額</p> <p>ただし、備考1及び備考2による。</p> <p>農村整備事業実施要領(令和3年4月1日2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)別紙2第2の2の3に規定する調査計画策定にあつては、当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</p>
--	--	--	---

	計 画 策 定 事 業	農村整備事業実施要綱第4に規定する事業実施主体のうち市町村、土地改良区その他農業者等が組織する団体等であって、農村振興局長が別に定める者が、同要綱第2の6に掲げる事業を行う場合に要する経費	定額
水利施設管理強化事業		水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2振第3534号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する事業実施主体のうち市町村が、同要綱第2の1及び第2の3(2)に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の75パーセントに相当する額以内の額
土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)		土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)第5の3に掲げる事業実施主体のうち市町村又は土地改良区が、同要綱第4に掲げる事業を行う場合に要する経費	当該経費の71パーセントに相当する額以内の額(ただし、過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域又は特定農山村地域(これらの地域を含む市町村を含む。)において行うものにあつては、76パーセントに相当する額以内の額)

(備考1)

特定市町村の区域のうち振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域並びに特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付額を、事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55パーセント、令和4年度にあつては55パーセント、令和5年度にあつては54パーセント、令和6年度にあつては53パーセント、令和7年度にあつては52パーセント、令和8年度にあつては51パーセントに相当する額以内の額とする。

(備考2)

特別特定市町村の区域のうち振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55パーセント、令和4年度にあっては55パーセント、令和5年度にあっては55パーセント、令和6年度にあっては54パーセント、令和7年度にあっては53パーセント、令和8年度にあっては52パーセント、令和9年度にあっては51パーセントに相当する額以内の額とする。

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	土地改良事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他局長等が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部	局長等が別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	土地改良事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他局長等が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内又は局長等が別に定める日
規則第13条第1項の規定による書類	土地改良事業補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 事業実績調書（※基幹水利施設管理事業及び水利施設管理強化事業を除く） 4 その他局長等が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号 第6号	1部	事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日

様式第1号（別表第2関係）

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様  
（岩手県知事 様）

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者氏名

土地改良事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり 事業（ 事業）を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金 円の交付を申請します。

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日

備考 事業名は別表第1事業区分欄に掲げる事業名を、括弧内の事業名は同表事業種目欄に掲げる事業名をそれぞれ記載すること。

様式第2号（別表第2関係）

事業計画（実績）書

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考		
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	負担区分			事業量	事業費			
									県補助金		県補助金以外の財源					
			国費	国庫補助率	県費	市町村費	土地改良区その他	事業量	事業費							
				円		円		円	円	%	円	円	円		円	
	小計															
	事業主体事務費	/												/		
	計	/												/		

備考1 地区名欄、費目欄、工種欄、事業量欄、事業費欄及び備考欄は、別に定めるところにより記載すること。

2 事業実績書の場合は、別に定める返還対象事業にあつては、地区内における補助金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。

3 事業実績書として使用する場合において、実績と計画（変更承認後のものを含む。）とが相違するときは、容易に比較対照できるように計画を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号（別表第2関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
自己負担					
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
工事費	円	円	円	円	
事務費					
計					

備考 収支予算書の場合は、予算議決（予算議決予定）年月日を記載すること。

様式第4号（別表第2関係）

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様  
（岩手県知事 様）

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者氏名

土地改良事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった事業（ 事業）の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

- 備考1 事業名は別表第1事業区分欄に掲げる事業名を、括弧内の事業名は同表事業種目欄に掲げる事業名をそれぞれ記載すること。
- 2 理由書を添付すること。
- 3 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。この場合「実施設計書」は、「変更実施設計書」とする。

様式第5号（別表第2関係）

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様  
（岩手県知事 様）

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者氏名

土地改良事業補助金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった事業（ 事業）が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円  
補助金交付決定額 金 円  
前金払受領済額 金 円

- 備考1 事業名は別表第1事業区分欄に掲げる事業名を、括弧内の事業名は同表事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。
- 2 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第6号（別表第2関係）

事業実績調書

1 請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額 円	請負金額 円	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査年月日	検査責任者 職氏名		

備考1 請負契約書に基づき、契約ごとに記載すること。

2 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段に記載すること。

3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。

4 構造又は工法欄には、コンクリートダム、ロックフィルダム、コンクリート三面張水路、U字フリーム水路、アスファルト舗装道路を記載すること。

2 直営調書

区分	材料費 円	労務費 円	需要費 円	その他 円	計 円	備考

3 用地買収費及び補償費調書

区分	地目及び補償物件（又は権利）	数量	金額 円	備考

備考 用地買収及び補償費の区分ごとに金額の合計を記載すること。

4 工事雑費調書

区分	数量	金額 円	備考

備考 区分欄には、別に定める工事雑費の用途基準に従って記載すること。

## 5 事務費調書

費 目	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

備考 費目欄には、別に定める区分に準じて記載すること。

## 6 残材料調書

地区名	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収又は取得の年月日	備 考
				円	円		

## 7 船舶及び機械器具費調書

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

## 8 財産管理台帳

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は取得の年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分期限年月日	処分の類別	処分年月日	補助金返還類	
						円	円						円	

備考1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法令第255号）第13条第1号から第3号までに規定する財産及び1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について記載すること。

2 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

3 備考欄に、事業に係る補助率等を記載すること。

様式第7号（第5関係）

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様  
（岩手県知事 様）

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者氏名

土地改良事業遂行状況報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった  
事業（ 事業）について、年 月 日現在における事業遂行状況を下記のとおり報告  
します。

記

地区名	実施計画		出来高		(B)/(A)	備 考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		
		円		円	%	

備考 事業名は別表第1事業区分欄に掲げる事業名を、括弧内の事業名は同表事業種目欄に掲  
げる事業名をそれぞれ記載すること。

様式第8号（第6関係）

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様  
（岩手県知事 様）

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者氏名

土地改良事業補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった事業（ 事業）の実施について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

金 円		
補助金交付決定額	金	円
前回までの受領済額	金	円
今回請求額	金	円
差引残額	金	円

理由

備考 事業名は別表第1事業区分欄に掲げる事業名を、括弧内の事業名は同表事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。